

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 規則
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則
 - 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
 - 福島県企業局
 - 福島県企業局処務規程の一部を改正する規程
 - 福島県病院局
 - 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程
 - 福島県議会
 - 福島県議会議事務局文書等管理規程の一部を改正する訓令
 - 福島県労働委員会
 - 福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

規則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十九号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

第一条 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則（令和五年福島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「当分の間」を「令和六年六月三十日までの間」に改める。

第二条 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則（令和六年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「当分の間」を「令和六年六月三十日までの間」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（文書法務課）

福島県規則第六十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営松風の里団地の項中「十三号室及び三十号室」を「及び十三号室」に改め、「四号棟」の下に「九号室及び十三号室」を加え、「十四号室から二十九号室まで」を「十四号室から三十号室まで」に改め、「二十一号室から二十四号室まで」の下に「四号棟の一号室から八号室まで、十号室から十二号室まで及び十四号室から二十四号室まで」を加える。

附則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

（建築住宅課）

福島県企業局

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 職務の代理（第3条）」を「第2章 削除」に改める。

第2条第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 電子文書 電磁的記録のうち、第18号の文書管理システムによる情報処理の用に供するため当該システムに記録されたものをいう。

第2条第10号中「記載」の次に「又は文書管理システムへ入力」を、「した文書」の次に「等」を加え、同条第14号中「文書等」の次に「（電子文書を除く。）」を加え、「の事務室」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「管理する」の次に「、又は電子文書を課長若しくは事業所長が文書管理システムにより管理する」を加え、同条第15号中「文書等」の次に「（電子文書を除く。）」を加え、同条第18号中「及び決裁に係る記録並びに」を「、決裁、保管、廃棄その他の」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条 削除

第16条第3項各号を次のように改める。

(1) 紙文書については、その余白に収受印を押すこと。

(2) 電磁的記録については、第14条の5第2項によること。

第20条の表本局の項中「戊」を「戊」に改める。

第21条第4項中「保管した完結文書」の次に「（電磁的記録を除く。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 電磁的記録である完結文書は、第1項又は前項の規定にかかわらず、保存期間が経過する日までの期間、保管するものとする。

第22条に次の1項を加える。

7 電子文書である保管文書については、第4項中「切断、焼却その他適切な方法」とあるのは、「企業総務課長による文書管理システムへの廃棄日の登録」とする。

第23条に次の1項を加える。

4 電子文書である保管文書については、第1項中「保存期間の延長の決定」とあるのは、「保存期間の延長の決定及び文書管理システムへの延長の登録」とする。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（企業総務課）

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「及び決裁に係る記録並びに」を「、決裁、保管、廃棄その他の」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「文書等」の次に「（電子文書を除く。）」を加え、同号を同条第13号とし、同条第11号を削り、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 保管文書等（電子文書を除く。）を病院経営課長（以下「課長」という。）が病院経営課において、若しくはセンター長、院長若しくは所長がセンター、病院若しくは診療所において管理する、又は電子文書を課長が文書管理システムにより管理することをいう。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「した文書」を「又は文書管理システムへ入力した文書等」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子文書電磁的記録のうち、第16号の文書管理システムによる情報処理の用に供するため当該システムに記録されたものをいう。

第16条第3項第1号及び第2号を次のとおり改める。

(1) 紙文書については、その余白に収受印を押すこと。

(2) 電磁的記録については、第14条の5第2項によること。

第20条第3項の次に次の1項を加える。

4 電磁的記録である完結文書は、前各項の規定にかかわらず、保存期間が経過する日までの期間、保管するものとする。

第21条第4項の次に次の1項を加える。

5 電子文書である保管文書については、第4項中「切断、焼却その他適切な方法」と

あるのは、「課長による文書管理システムへの廃棄日の登録」とする。
第22条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 電子文書である保管文書については、第1項中「保存期間の延長の決定」とあるのは、「保存期間の延長の決定及び文書管理システムへの延長の登録」とする。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県議会訓令第3号

福島県議会議事局文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年6月28日 福島県議会議長 西山 尚利

福島県議会議事局文書等管理規程の一部を改正する訓令
福島県議会議事局文書等管理規程(平成十三年福島県議会議訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「及び決裁に係る記録並びに」を「決裁、保管、廃棄その他の」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「文書等」の下に「(電子文書を除く。)」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「文書等」の下に「(電子文書を除く。)」を加え、「の事務室」を削り、「管理する」の下に「、又は電子文書を課長が文書管理システムにより管理する」を加え、同号を同条第十一号とし、同条中第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「した文書」を「又は文書管理システムへ入力した文書等」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 電子文書 電磁的記録のうち、第十六号の文書管理システムによる情報処理の用に供するため当該システムに記録されたものをいう。
第七条第三項第一号及び第二号を次のように改める。
一 紙文書については、その余白に収受印を押すこと。
二 電磁的記録については、第五条の四第二項によること。
第十三条に次の一項を加える。

三 起案文書は、文書管理システムにより回議し、かつ、決裁を受けることができる。
第十四条に次の一項を加える。
二 前条第三項の規定により文書管理システムにより起案した起案文書は、文書管理システムにより合議することができる。

第十六条第一項中「下位の職にある者から上位の職にある者に」を削り、同条第二項中「下位の職にある者から上位の職にある者に」を削る。
第十八条第一項中「発送する文書」を「施行文書」に、「には」を「であつて次の各号に掲げる文書には」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法令等の規定により公印を押印することとされている文書等
- 二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書等
- 三 事実証明に関する文書等その他特に信用力を付与する必要がある文書等
- 四 前三号に掲げるもののほか、決裁した者が公印を押すべき特別の事情があると認められるもの

福島県議会

める文書等

第十八条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げるもの以外の施行文書において、決裁した者が公印を省略する旨を表示することが必要と認められる場合には、当該文書等に「(公印省略)」の記載をするものとする。

第二十条第一項中「(第十八条第二項各号のいずれかに該当する施行文書の発送に限る。)」を削る。

第二十五条中第五項を第六項とし、同条第四項中「完結文書」の下に「(電子文書を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 電子文書である完結文書は、第一項及び前項の規定にかかわらず、保存期間が経過する日までの期間、保管するものとする。

第二十六条に次の一項を加える。

7 電子文書である保管文書については、第四項中「切断、焼却、その他適切な方法」とあるのは、「課長による文書管理システムへの廃棄日の登録」とする。

第二十七条に次の一項を加える。

4 電子文書である保管文書については、第一項中「保存期間の延長の決定」とあるのは、「保存期間の延長の決定及び文書管理システムへの延長の登録」とする。

附 則

この訓令は、令和六年七月一日から施行する。

(総務課)

福島県労働委員会

福島県労働委員会訓令第一号

福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年六月二十八日

労働委員会事務局

福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県労働委員会事務局処務規程(平成十八年福島県労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 電子文書 電磁的記録のうち、第十三号の文書管理システムによる情報処理の用に供するため当該システムに記録されたものをいう。

第二条第四号中「記載した文書」を「記載又は文書管理システムへ入力した文書等」に改め、同条第八号中「文書等」の下に「(電子文書を除く。)」を、「管理する」の下に「、又は電子文書を事務局長が文書管理システムにより管理する」を加え、同条第

九号中「文書等」の下に「(電子文書を除く。)」を加え、同条第十三号中「及び決裁に係る記録並びに」を、「、決裁、保管、廃棄その他の」に改める。

第九条の次に次の二条を加える。
(電磁的記録の受信等)

第九條の二 電磁的記録の受信は、事務局長が別に指定するシステム(以下「情報処理システム」という。)を利用して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、特別の事情があると認めるときは、フロッピーディスク、光ディスク等の媒体により電磁的記録を受領することができる。
(電磁的記録の收受等)

第九條の三 文書管理主任は、情報処理システムを利用して事務局に到達し、又は前条第二項の規定により受領した電磁的記録のうち收受が必要と認められるものについて、当該電磁的記録を処理する者を指定するものとする。

2 前項の規定により指定された者は、当該電磁的記録を次により收受するものとする。
一 電磁的記録を出力した用紙(当該出力する用紙が著しく多量である電磁的記録にあつては、その一部を出力した用紙)の余白に收受印(様式第一号)を押すこと。

二 当該電磁的記録に係る事務局長が別に定める事項を文書管理システムに記録すること(内容が軽易な電磁的記録を除く。)

第十条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一 紙文書については、その余白に收受印を押すこと。

二 電磁的記録については、第九条の三第二項によること。

第十条第五項中「第三項」を「第三項第一号」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

5 電磁的記録である完結文書は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、保存期間が経過する日までの期間、保管するものとする。

第十四条に次の一項を加える。

7 電子文書である保管文書については、第四項中「切断、焼却その他適切な方法」とあるのは、「事務局長による文書管理システムへの廃棄日の登録」とする。

附 則

この訓令は、令和六年七月一日から施行する。

(審査調整課)